

## 国の動き ～合併関連3法案が成立～

政府が国会に提出していた、①新合併特例法（市町村の合併の特例等に関する法律）、②現行合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）の一部を改正する法律、③地方自治法の一部を改正する法律の、いわゆる合併関連3法案が、5月19日の参議院本会議で可決、成立しました。

新合併特例法では、現行合併特例法の特例措置は基本的に残ることとされていますが、有利な起債である合併特例債は廃止されるとともに、交付税の特例措置が認められる期間も10年間から5年間に短縮されています。（平成17年度～21年度までの時限法）

また、現行合併特例法は平成16年度末に失効しますが、今回の改正により、平成17年3月31日までに合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合は、現行合併特例法の規定が適用されることとなりました。

なお、地方自治法については、住民自治の強化等を目的とする地域自治区制度を創設する等の改正が行われたものです。

## Q&A 「ゆるやかな合併」とは

**Q** 合併協議会で言われている「ゆるやかな合併」とは、どのような意味を指すのか？

**A** 合併協議会の野中一二三会長は、第1回合併協議会における挨拶の中で、「4町の政策の違いや使用料等の格差について、一気に統合するのではなしに、各地域の独自性や伝統文化等を残しながら、一定の時間をかけて住民の皆様の理解と協力を求めながら対応していく」と述べています。

合併を行った場合、各町が行っている現行の政策や住民サービス等については、一元化・統合化を図っていくことが必要になりますが、これまで4町が歩んできた歴史や経過を全く考慮せずに急激な一元化等を行った場合、住民の皆様にとまどい、不安あるいは不便を生じさせる恐れがあります。このため、各地域の個性を生かしつつ、制度面での激変緩和も図りながら4町の合併を目指すという意味で「ゆるやかな合併」が提唱されています。

## がっぺい・ご意見箱を開設しました!!

合併協議会のホームページに、「がっぺい・ご意見箱」を開設しました。皆様からの4町合併に関するご意見をお寄せください。

URL : <http://www.4gp.jp/>

e-mail : [info@4gp.jp](mailto:info@4gp.jp)

※ いただいたご意見は、掲示板に公表する場合がありますが、その際は、プライバシーの保護に留意し個人が特定できないよう掲示します。

※ 明らかに個人・団体を誹謗、中傷するものと判断されるもの、個人のプライバシーに関わるもの、内容が不明瞭なもの、同じ内容の意見を繰り返し出される場合などについては、掲載しない場合もありますのでご注意ください。



## 編集・発行 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会事務局

〒622-0004 京都府船井郡園部町小桜町62-1 園部国際交流会館内

TEL : 0771-68-1167 FAX : 0771-62-0330 <http://www.4gp.jp/> e-mail : [info@4gp.jp](mailto:info@4gp.jp)



本紙は環境への配慮から、古紙100%の再生紙に、ソイインキ（大豆油）で印刷しています。